

札幌市公衆浴場法施行条例及び札幌市旅館業法施行条例の一部改正(案)について

皆様からの御意見を募集します。

～パブリックコメント手続の実施について～

札幌市公衆浴場法施行条例及び札幌市旅館業法施行条例の一部改正案に対する皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見を参考に、上記の一部改正案を策定する予定です。また、皆様の御意見の概要及びこれらに対する本市の考え方につきましては、後日ホームページ等で公開いたします。

御意見募集要領

1 募集期間

令和2年(2020年)10月9日(金)から令和2年(2020年)11月9日(月)まで【必着】

2 御意見の提出方法

●御持参・郵送・ファクスの場合

「御意見記入シート」を御利用いただき、募集期間内必着(最終日の17時15分必着)で下記提出先まで御提出ください。

御持参の場合は、平日の8時45分から17時15分の間にお持ちください。

●電子メールの場合

メールの件名を「条例素案に対する意見」と記載し、メール本文に氏名、住所、御意見の内容を入力の上、募集期間内必着(最終日の17時15分必着)で、下記提出先のメールアドレスに送信してください(ウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。)

3 留意事項

- ・お電話、口頭による御意見の受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見の提出に当たっては、お名前・御住所の記入をお願いいたします(御意見の概要を公表する際、お名前・御住所は公表いたしません。)
- ・いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。

4 資料の配付・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)
- ・札幌市保健所生活環境課(中央区大通西19丁目 WEST19 3階)
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・札幌市公式ホームページ

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/r2kouyoku_pub-comment.html

5 御意見の提出先

札幌市保健所生活環境課(〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階)

ファクス 011-622-7311、電子メール seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

令和2年(2020年)10月

札幌市

市政等資料番号
02-F06-20-1625

札幌市公衆浴場法施行条例及び札幌市旅館業法施行条例の一部改正(案)について
御意見記入シート

お名前	
御住所	〒 -

項目	御意見

- ※ 記入する欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
- ※ 御意見の提出に当たっては、お名前・御住所を御記入願います。
- ※ 御記入いただいた内容は、札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。

御提出・お問合せ先

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階 札幌市保健所生活環境課 電話：011-622-5182、ファクス：011-622-7311 メールアドレス：seikatsu-eisei@city.sapporo.jp
--

札幌市公衆浴場法施行条例及び札幌市旅館業法施行条例の一部改正(案)について

1 改正の趣旨

本市では、公衆浴場及び旅館業の施設における衛生管理のため、公衆浴場法の規定により札幌市公衆浴場法施行条例を、旅館業法の規定により札幌市旅館業法施行条例を定め、これらに基づき、営業施設に対し、衛生管理上の助言、指導等を行っております。

近年、レジオネラ症(※)患者が、全国的に増加する傾向にあり、公衆浴場及び旅館業の施設の入浴設備においては、より一層の衛生管理が求められているところです。

このような状況を踏まえ、国においては、昨年9月に、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」が改正され、公衆浴場及び旅館業の施設における衛生管理の新たな指針が示されました。

本市においても、毎年、一定数のレジオネラ症患者が発生している中、上記のとおり、国において新たな指針が示されたことから、本市の条例についても、レジオネラ症の発生防止対策を強化するほか、社会情勢の変化を踏まえた改正が必要であるとの結論に至りましたので、広く市民の皆様のご意見を募集いたします。

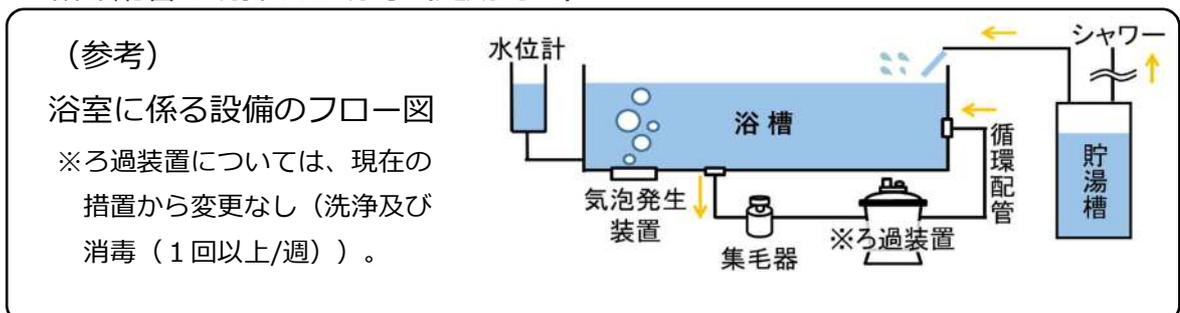
※レジオネラ症：レジオネラ属菌が原因で起こる感染症で、主に当該菌に汚染されたエアロゾル（細かい霧や水しぶき）を吸引することにより感染します。

2 改正の概要

(1) 札幌市公衆浴場法施行条例の主な改正点

ア 浴室に係る設備について、次のとおり清掃、消毒等を行うことを、営業者が行うべき管理の基準に追加します。

- ・集毛器：清掃及び消毒（毎日）
- ・水位計配管、気泡発生装置：清掃及び消毒（1回以上/週）
- ・シャワー設備：内部の水が置き換わるよう通水（1回以上/週）、
点検（1回以上/6か月）、洗浄及び消毒（1回以上/年）
- ・貯湯槽等：清掃及び消毒（1回以上/年）
- ・循環配管：清掃及び消毒（定期的に）



- イ 脱衣室への乳児用寝台の設置について、現在は営業者の義務としていますが、今後は営業者がそれぞれ必要に応じて設置すればよいことにします。
- ウ 家族風呂、岩盤浴等を除き、混浴が禁止される年齢を12歳以上から10歳以上に引き下げます。
- エ 浴槽水の消毒に当たっては、原則として、塩素系薬剤を使用し、また、適切な塩素濃度を保つことを、営業者が行うべき管理の基準に追加します。

(2) 札幌市旅館業法施行条例の主な改正点

- ア 浴室に係る設備について、次のとおり清掃、消毒等を行うことを、営業者が行うべき管理の基準に追加します（上記(1)のアと同じ内容です。）。
 - ・集毛器：清掃及び消毒（毎日）
 - ・水位計配管、気泡発生装置：清掃及び消毒（1回以上/週）
 - ・シャワー設備：内部の水が置き換わるよう通水（1回以上/週）、
点検（1回以上/6か月）、洗浄及び消毒（1回以上/年）
 - ・貯湯槽等：清掃及び消毒（1回以上/年）
 - ・循環配管：清掃及び消毒（定期的に）
- イ 浴槽水の消毒に当たっては、原則として、塩素系薬剤を使用し、また、適切な塩素濃度を保つことを、営業者が行うべき管理の基準に追加します（上記(1)のエと同じ内容です。）。

3 改正の時期

令和2年(2020年)第4回定例会市議会に提案予定

4 施行期日

令和3年(2021年)1月1日(金)予定